

RDFの製造、保管、性状管理基準を規定 環境省



環境省はごみ固形燃料(RDF)の製造、保管、性状管理に関する廃棄物処理施設の技術上の基準などを見直す廃棄物処理法施行規則改正案を公表し、この案について平成16年3月26日まで意見募集を行うことにしました。

ごみ固形燃料(RDF)は性状管理が難しく燃えやすい上に、大量の燃料が一度に燃焼した場合消火が困難であると指摘されており、15年8月には三重県企業庁焼却・発電所で消防士が死亡、負傷者も出る爆発事故が起っています。

今回の改正案は一般廃棄物処理施設の技術上の基準に、(1)燃料受け入れ施設に必要な要件、(2)保管設備に必要な要件、(3)開放空間と閉鎖空間で処理能力の7倍以上の固形燃料を保管する場合の保管設備の要件、(4)固形燃料化施設の破碎設備、乾燥設備、薬剤添加設備、成形設備、冷却設備の各要件など追加するとともに、一般廃棄物処理施設の維持管理基準に、(一)保管設備への搬入・搬出時に固形燃料が満たすべき性状、(二)固形燃料の性状測定と記録の実施、(三)固形燃料保管時に必要な措置、(四)開放空間と閉鎖空間で処理能力の7倍以上の固形燃料を保管する場合に必要な措置、(五)破碎施設での廃棄物連続的監視、(六)固形燃料化施設の要件などを追加としています。

資料:2004年3月11日付 EIC ネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

